

投 稿

調停人の資質と民間調停支援についての異論

—専門性と素人性をめぐって—

東京大学大学院情報学環特任研究員 入江秀晃

1. 「三つの専門性」への疑問

少々古い文献の引用から始めたい⁽¹⁾。

調停が素人の調停委員によってなされることは、たしかに調停を実情に適するものとする。しかし、それは調停委員が調停の素人であるあひだのことであって、調停委員は、その仕事に慣れるに従って、ややもすれば事務的に墮する。もともと裁判官としての素養自覚を持たない人が、徒に事務的に墮するとなると、その結果はまことに寒心に堪へない。われわれは人格識見の高い調停委員がその体験から調停を讃美さる声のみに聴いて、調停制度を実際の価値以上に評価することなく、他面に於て、職業化した調停委員の弊害の怖るべきを思ふて之が対策を講じなければならないのである。

わが国の調停は、明治期の勧解を除くとすれば、大正期の借地借家調停法に遡ることができ、90年近い歴史を誇る。引用に見たようにわが国の調停法の精神では、調停が素人によってなされるところに価値が見出されていた⁽²⁾。他方、1960年代ないし70年代ごろから発生した米国の隣人調停運動においてもクエーカー等の宗教、活動家、社会福祉関係者等の非法曹が最初の開拓者となった。米国の隣人調停運動では、公民権運動その他を背景とし、反専門家や反権威主義としての素人の参加があった。日米では文脈を異にしているものの、その調停の担い手が、法律家等の専門家による必要がないとされた。むしろ素人によるところに価値があるという結論は、日米

で共通している。

ところが、2004年に成立し、2007年から施行されているADR法では、法による解決及び専門的な知見の反映といった「専門性」の重視が強調され、「素人性」の価値については触れられていない。ADR法ガイドライン⁽³⁾では、①法、②当該分野（例えば、建築、医療その他）、③コミュニケーションスキルの3つの分野における“専門的”能力を備えることが望ましいとされる。そして、現実に、認証ADR機関では、調停人（手続実施者）候補の名簿を整備するため、上記3分野における研修スケジュールを整備し、実施している場合が多い。例えば、コミュニケーションスキルの養成のために、「メディエーションスキルトレーニング」を10～20時間などで計画・実施するケースも多い。

確かに、複雑な現代社会における現実の紛争について、何の専門性も持たず、「丸腰」で望むということは非現実的かも知れない。その意味で、①法、②当該分野、③コミュニケーションスキルのそれぞれの分野で、一定の学習をすることに意味がないと思わない。しかし、それは、他者の紛争に介入できる程度に十分に高度な専門的な能力の獲得につながっているだろうか。法にしても、建築、医療にしても、「コミュニケーションスキル」にしても、その分野としての拡がりや深さは果てしなく大きく深い。それぞれの分野の眞の専門家は、その分野の深淵を覗き込みつつ、また、自らの能力の不足を知りつつ、日々の研鑽を怠らないであろう。他方、①法、②当該分野、③コミュニケーションスキ

ルについて、現行のADR機関が設定しているたかだか数十時間の学習で、その「専門性」など確保されるかと言えば、疑問と言わざるを得ない⁽⁴⁾。むしろ、ややもすれば、「事務的に墮する」「寒心に堪えない」調停者を流れ作業で作り出しているのではないだろうか。

2. 必要な2つの構え

上記の疑問は、わが国のADR政策へとともに、メディエーショントレーナーとしての私自身の行動⁽⁵⁾に対して向けられたものである。では、どのような資質が調停人として必要であるか。

私の考えでは、「真正の素人である」ことを維持し続けることができるか。言い換えれば、能力の有限性を自覚した謙虚な、しかし、他者の紛争に関わるという覚悟を持った態度の維持が可能かという点が重要になる。そして、謙虚さと覚悟という2つの要素は、能力というよりも態度、あるいは構えの問題である。結局はそれらを備えているかどうかが調停者としての資質を満たしているかに直結しているように思われる。これらの構えは、社会の課題に対して自ら関わろうとする主体性を持った運動の中から、グループメンバーの多様性から、さらには、現実の実践から真摯な反省できる環境の中で育まれる。単一士業の業域拡大といった内向きな姿勢や、行政に指導されて渋々取り組む業界団体の態度は、真摯な調停者の構えを損なうであろう。

3. 求められる3つの支援

最後に、ADR促進のために、真に必要な支援とは何かを考える。

Folberg教授は、認証制度は素人に対する専門家の共謀に陥る可能性があることを仲裁ADR法学会大会で指摘した⁽⁶⁾。ADRのゼロワン問題（年間実施件数が0件ないし1件程度の、実質稼働していないADR機関が多す

ぎるという問題）は、ADR法の認証制度によっても解決されていない。それどころか、そのようなハリボテ機関の乱立を促しているという現実が明らかになりつつある。利用できないADR機関の設立のために、役所や専門家が忙しく資源を食いつぶしているということは、まさにFolberg教授の言う専門家の共謀行為と言えるのではないだろうか。

民間調停人（ADR機関の手続実施者）と民間調停機関（ADR機関）への支援について、例えば、しばしば執行力の付与が問題になるが、ここでは、少し違う角度から提言したい。なぜなら、実力のないADR機関が過剰な権限を要求するのは、ルーキーに最初から四番を打たせるかという問題として考えられてしまう⁽⁷⁾、からである。

第一に、民間調停人の免責である。ADR法以前では、民間調停は弁護士会か業界団体などに限られており、例えば、弁護士の職務上の権限を活用することができた。証言拒否及び守秘義務⁽⁸⁾について、あるいは、当事者からの損害賠償請求についての故意または重過失の場合を除く免責⁽⁹⁾など、当該調停人のリスクを限定する意味での支援が必要と考えられる。現実に、民間調停の活動は、士業団体ではプロボノそのものまたはそれに近い位置づけであり、業界団体では公益目的の活動であり、いずれにしても収益性が期待されているわけではない。米国のように、政府による財政的な支援⁽¹⁰⁾が制度化されているわけでもないわが国では、せめて、損害可能性を最低限にする方向での支援が求められる。

第二に、人的交流の促進である。現実として、民間調停の活動はよちよち歩きである。他方、裁判所、行政型ADR機関、法テラス⁽¹¹⁾などには情報と経験が蓄積している。紛争の解決には、概念的な学習だけでなく、事例に基づいた経験からの学習が特に重要なとなる。昨今では、裁判所の調停委員を対象とする研修や勉強会も多くなされるようになってきている。民間調停機関が準備する研修会などとも相互乗り入れを行い、経験と知恵の共有を促していくことが求められる。民間

調停機関にとっては、公的な場所で行われた経験やノウハウが直接、安定的な機関運営をするための知恵にもなるであろうし、難しい問題については無理をせず公的機関の活用を勧められるようになれば、事故防止にもつながるであろう。逆に、公的機関側にとっても、民間調停のフレッシュでひたむきな姿勢に触れれば、日々の仕事の意味の再考にもつながるであろう。

第三には、現物支給である。例えば、会議室、テレビ電話などの通信施設の提供など、民間調停では財政上の理由から準備が困難なものについて、一部でも提供可能にしていくことが有用と思われる。将来的には、例えば、家裁の医務室と連携して、精神疾患の疑いのある当事者へのアセスメントを依頼するといった機能連携につなげられるかもしれない⁽¹²⁾。私が参加したPepperdine大学の調停トレーニングは、有料のプログラムであったが、ハワイ州最高裁判所の一室が提供されていた。ADRへの支援として、公的機関の施設等の現物支給の推進は検討に値するはずである。

注

- (1) 三宅正太郎「調停法」『新法学全集・第14巻民法』(日本評論社、1938) 4頁。
- (2) 戦後にもこの素人性の評価は維持されている。例えば、小山昇『民事調停法』(有斐閣、1977) 70頁。
- (3) 法務省「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」(2006) 1頁。

(4) Mayerは、60時間程度の学習で「専門家」になれるはずがないと言っている。Bernard S. Mayer,(2004) "Beyond Neutrality-Confronting the Crisis in Conflict Resolution" Jossey-Bass. p154

(5) 私は士業団体を中心として、メディエーションスキルトレーニング（調停技法トレーニング）を行っている。これまで弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会などで実施した。また仲裁人協会では無料勉強会も主宰している。

(6) 2009年7月11日仲裁ADR法学会大会（早稲田大学）。

(7) ADR検討会第26回における小林徹参事官発言。調停の出口における執行力の付与よりも、入口での紹介、それ以前の環境整備が先決であるように思われる。

(8) 例えば、米国の統一調停法では、調停人の守秘義務についての規定が置かれている。Uniform Mediation Act of 2001。

(9) 愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁手続規則31条では、調停人及び機関関係者の免責を規定している。

(10) 州単位の財政支援政策が多い。訴訟費用の一部をADR予算に充当する制度を持っている州も複数ある（カリフォルニア、フロリダその他）。また、民間財団の支援も多い。

(11) 総合法律支援法30条6号は、支援センター（法テラス）の業務として、連携確保・強化を対象とする。

(12) 裁判所が日常的に行っている業務を、ADRの実施のために提供するという考え方方は、西口元裁判官によっても提案されている。西口元「民事訴訟とADRとの連携」『石川明先生古稀祝賀 現代社会における民事手続法の展開 下巻』(商事法務、2002) 327-350頁。